

○一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則

制 定 令 2.11.20 規則 1

(目的)

第 1 条 この規則は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、一般職の任期付職員（以下「一般任期付職員」という。）の採用及び給与の特例に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第 2 条 管理者は、条例第 2 条各号の規定に基づき、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき、経歴評定又はその他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

(辞令の交付)

第 3 条 任命権者は、次の各号に掲げる場合は、職員にその旨を明示した辞令を交付しなければならない。

- (1) 条例第 2 条の規定により任期を定めて一般任期付職員を採用する場合
- (2) 条例第 2 条の規定により任期を定めて採用された一般任期付職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により一般任期付職員が退職する場合

(一般任期付職員の初任給等)

第 4 条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額を、その者の職務と責任及び他の職員との均衡を考慮して決定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。